

開催日時

2019年12月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区茶屋町19番19号
アプロースタワー13階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

第41回
定時株主総会
招 集 ご 通 知



あ り が と う 4 0 周 年

証券コード 3187
2019年12月9日

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 1 9 番 1 9 号
株 式 会 社 サ ン ワ カ ン パ ニ ー
代 表 取 締 役 社 長 山 根 太 郎

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2019年12月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市北区茶屋町19番19号
アプロースタワー13階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項 第41期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、当該事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、「世界のサンワカンパニー」を目指し、国内のみならず海外に向けて世界最大級の国際家具見本市ミラノサローネへの出展、販売代理店と契約締結し販路開拓を行うなど、積極的に事業拡大およびブランディングを行っております。それらの取組を進める上で、当社ブランド強化・浸透を図るために変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                | 変 更 案                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、株式会社サンワカンパニーと称し、英文では、 <u>SANWA COMPANY LTD.</u> と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は、株式会社サンワカンパニーと称し、英文では、 <u>sanwacompany ltd.</u> と表示する。 |

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | 山根太郎<br>(1983年7月15日) | 2008年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2014年 4 月 当社入社 商品部長<br>2014年 6 月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                                                                         | 3,034,400株 |
| 2          | 津崎宏一<br>(1975年3月18日) | 1998年 4 月 株式会社間組(現：株式会社安藤・間)入社<br>2003年 1 月 株式会社ユーエスシー(現：株式会社レスターホールディングス)入社<br>2016年10月 当社入社 管理部長兼経営企画部長兼人事部長<br>2016年12月 当社取締役管理部長兼経営企画部長兼人事部長<br>2017年11月 当社取締役副社長拠点事業部長兼管理部長<br>2019年11月 当社取締役副社長拠点事業部長(現任) | 521,000株   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3         | こ すが まさ のぶ<br>小 菅 正 伸<br>(1956年1月20日) | 1993年 4 月 関西学院大学商学部教授(現任)<br>1996年 4 月 同大学大学院商学研究科博士課程前期<br>課程指導教授<br>1999年 4 月 同大学大学院商学研究科博士課程後期<br>課程指導教授<br>2005年 4 月 同大学大学院経営戦略研究科会計専門<br>職専攻教授<br>2007年 4 月 同大学入試部長<br>2010年 4 月 同大学商学部長<br>2012年 3 月 株式会社竹中工務店社外監査役<br>(現任)<br>2014年 4 月 関西学院大学副学長(現任)<br>同大学教務機構長<br>学校法人関西学院常任理事(現任)<br>2015年12月 当社社外取締役(現任) | 16,600株          |
| 4         | で ぐち はる あき<br>出 口 治 明<br>(1948年4月18日) | 1972年 4 月 日本生命保険相互会社入社<br>1992年 4 月 同社ロンドン事務所長<br>1995年 4 月 同社国際業務部長<br>2006年10月 ネットライフ企画株式会社<br>(現：ライフネット生命保険株式会<br>社) 設立 代表取締役社長<br>2013年 6 月 同社会長<br>2017年 7 月 当社顧問<br>2017年12月 当社社外取締役(現任)<br>株式会社グローバルグループ(現：株式<br>会社グローバルキッズCOMPANY) 社<br>外取締役(現任)<br>2018年 1 月 立命館アジア太平洋大学学長(現任)<br>学校法人立命館副総長・理事(現任)         | 16,600株          |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小菅正伸氏及び出口治明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

3. (1) 小菅正伸氏は、会計学を研究する大学教授としての長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されており、その専門的知識と見識に基づき当社の監督機能の強化や、有益な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (2) 出口治明氏は、業界は異なりますが、生命保険業界において、当社と同じインターネット通信販売のビジネスに関われ、また、現在は立命館アジア太平洋大学の学長及び学校法人立命館の副総長・理事として活躍されており、経営に関する豊富な経験と知見に基づいた適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 小菅正伸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。  
また、出口治明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
5. 当社は、小菅正伸氏及び出口治明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年10月 1 日から  
2019年 9 月30日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に、雇用情勢や所得環境の改善が続き、緩やかな回復傾向の動きがみられる一方で、米中貿易摩擦の長期化に伴う中国経済の減速による世界経済への影響や10月の消費増税後の景気下振れリスクが懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は売上高の拡大と企業認知度向上へ向けた取り組みを強化すると同時に、海外事業強化を目的として海外の現地法人と販売代理店契約を締結するなど海外販路の拡大を推進いたしました。

売上高につきましては、前事業年度より9.5%伸長し創業以来初めて100億円を突破いたしました。重点カテゴリを絞った適正な在庫管理による販売機会損失の削減や商品価格の見直し、会員ランク制度やポイントバックセールによる顧客のリテンション強化など、以前より取り組んできたものを含め、各種施策の成果が表れてきたものと捉えております。

当事業年度における主な取り組みとしましては、関西地区でTVCMを放映し、同時にYouTube、Instagramといったデジタルメディアにも動画広告を出稿し、総合カタログ発行時には新たにデジタルカタログを導入してECサイトへの誘導も図りました。また、中間業者を介さない当社ビジネスモデルの強みを生かし、個人施主が選択できる決済手段の一つとしてショッピングクレジットを導入し、施主による直接購入と分割払いによる単価アップを促進いたしました。さらに、周辺領域の拡充としてペット関連オリジナル商品の取り扱いを開始いたしました。

海外事業につきましては、2018年10月に韓国のMJ Housing Korea社、イタリアのSimone Piva社との間でそれぞれ販売代理店契約を締結し海外販路を拡大しております。2019年3月には中国での展示会で当社の存在をアピールし、2019年4月にはイタリアのミラノで開催された世界最大規模のデザインの祭典「Milan Design Week 2019」に出展するなどグローバルでのブランディングを加速させております。



以上の結果、当事業年度の業績は、売上高10,213百万円（前期比9.5%増）、営業利益89百万円（前期比136.1%増）、経常利益85百万円（前期比110.9%増）、当期純利益49百万円（前期比191.6%増）となりました。

なお、当社は、建築資材のインターネット通信販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は72百万円で、その主なものは本社の改装（16百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行3行と締結しております。

なお、当事業年度末における当該契約に基づく借入実行残高は500百万円であります。

また、所要資金として、金融機関より長期借入金として100百万円の調達を実施いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 38 期<br>(2016年9月期) | 第 39 期<br>(2017年9月期) | 第 40 期<br>(2018年9月期) | 第 41 期<br>(当事業年度)<br>(2019年9月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 8,201,066            | 8,737,611            | 9,329,518            | 10,213,113                      |
| 経 常 利 益(千円)     | 307,781              | 185,554              | 40,561               | 85,550                          |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 180,410              | 182,915              | 16,961               | 49,464                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 11.29                | 11.45                | 1.06                 | 2.93                            |
| 総 資 産(千円)       | 4,175,243            | 4,211,879            | 4,118,237            | 4,694,451                       |
| 純 資 産(千円)       | 1,891,811            | 2,083,724            | 1,801,192            | 2,177,708                       |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 118.40               | 128.89               | 114.03               | 125.03                          |

- (注) 1. 当社は、2014年7月14日開催の取締役会で、連結子会社であったSANWA COMPANY HUB PTE.LTD.の事業の一時休止を決議し、当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。
2. 第38期につきましては、2014年10月3日付で新たに設立した株式会社サンワカンパニーPLUS (2015年11月20日付で株式会社アーキナビより商号変更) の重要性が増してきたことにより、連結計算書類を作成していましたが、2017年4月1日付で連結子会社であった同社を吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第39期より連結計算書類を作成しておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する建築業界における今後の見通しは厳しく、また、業界内における競争の激化は続くと思われるものの、当社の事業規模に比してこの業界の市場規模は巨大であり、その中において当社はまだまだ認知されているとはいえない存在であることから、収益獲得の余地は大いにありと考えております。

このような状況の中、当社は以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

##### ① オリジナル商品の拡充

当社は住宅設備機器・建築資材をはじめとした住空間にまつわる商品を幅広く豊富に取り揃えており、売上高の約8割がオリジナル商品（自社開発商品と国内で独占的に販売できる海外輸入商品）です。このオリジナル商品をさらに充実させることでお客様の商品選択の自由度を高めてまいります。デザインコンセプトは「ミニマリズム」で、そのシンプルで洗練された美しいデザインを極めると同時に、デザイン力や商品力によりブランド価値を向上させるべく世界的な工業賞に積極的に応募してまいります。また、国内調達商品においては意匠的に独創性の高い商品を投入し、さらには、家具や照明、デザイン家電、ペット用品といった周辺領域へも商品ラインナップを拡充して、お客様のライフスタイルに合わせた住空間のコーディネート当社がトータルにプロデュースできる品揃えを目指してまいります。

##### ② 海外展開の推進

当社の事業規模に対して市場規模は巨大といえますが、日本国内における住宅着工件数が下がっていく中、国内のみの事業ではいずれかの時期に成長の鈍化・停滞が起これと考えております。そのためオリジナリティと適正価格を併せ持つ自社開発商品の強みを生かし、ヨーロッパ及びアジアを中心とした海外での販売に向け、海外の見本市や展示会に出展するほか、ビジネスパートナーとの協業を行うなど、エリア特性に応じた事業展開を行ってまいります。

##### ③ 価格競争力の追求

インターネット通信販売の強みを生かして、既存の商流、流通を経由しないことによって獲得できる価格競争力を今後も維持したいと考えております。また、調達価格低減のため、単一の商品を複数の仕入先で生産できるようにするなど、常にコストダウンや適正な在庫量を意識して業務を推進してまいります。

④ 周辺サービスの拡充

当社は、住宅設備機器及び建築資材を網羅的に取り扱っておりますが、お客様からは商品販売にとどまらない設計や施工まで含めたサービスに対するご要望があります。この状況に対し、当社商品が採用された物件の設計に係るコンサルティングや、全国の施工業者ネットワークを利用した工事会社紹介サービスの実施により、適正かつ透明性の高い価格での周辺サービスの充実に努めてまいります。

⑤ 知名度の向上

当社は現在、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡にショールームを設置しております。これらショールームは全て市内中心部の好立地にあり、アクセスの良い場所に展示施設を開設することで認知度を高め、お客様との接点を増やしてまいります。また、潜在顧客に対してはマスメディアやデジタルメディアといった各種メディアを使い分けブランド認知を高めると同時に、既存顧客に対してはカタログ送付やメルマガ配信によりリピート率の向上とロイヤルカスタマーの育成を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社は、これまで比較的小規模な組織で運営されており、内部管理体制もこれに応じたものとなっておりますが、今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図ってまいります。また、社内研修制度の充実を図り、従業員一人ひとりの能力を十分に活かすための取り組みを推進すると同時に、必要に応じて外部顧問による助言を受けるなど、経営基盤の強化及び商品企画・開発・品質と商品販売体制のさらなる強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年9月30日現在）

当社はウェブサイトにおいて、設計事務所、施工会社及び施主向けに建築資材のインターネット通信販売を行っております。

(6) 主要な営業所等（2019年9月30日現在）

| 名 称           | 所 在 地                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| 本 社           | 大阪市北区茶屋町19番19号 アプローチタワー21階                                  |
| 営 業 所（ショールーム） | 東京（東京都港区） 大阪（大阪市北区）<br>仙台（仙台市青葉区） 名古屋（名古屋市東区）<br>福岡（福岡市博多区） |

(7) **使用人の状況** (2019年9月30日現在)

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------------|---------|-------------|
| 166 (58) 名 | 26名増 (4名減)        | 37.0歳   | 3.8年        |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年9月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 423,302千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 200,000   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 60,000    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 30,000    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 20,000    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 12,000    |

(注) 1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行3行と締結しております。  
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は500百万円であります。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,417,400株 (自己株式398,800株を除く)  
 (3) 株主数 3,829名 (前期末比586名減)  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|------------|---------|
| 山 根 太 郎                                 | 3,034,400株 | 17.4%   |
| 山 根 良 太                                 | 2,060,000  | 11.8    |
| 山 根 ア セ ッ ト 株 式 会 社                     | 1,700,000  | 9.8     |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 810,500    | 4.7     |
| 渡 辺 パ イ プ 株 式 会 社                       | 791,946    | 4.5     |
| 寺 田 英 司                                 | 614,000    | 3.5     |
| B N Y M N O N - T R E A T Y D T T       | 536,200    | 3.1     |
| 津 崎 宏 一                                 | 521,000    | 3.0     |
| 橘 か お り                                 | 409,000    | 2.3     |
| 山 根 知 子                                 | 405,000    | 2.3     |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は、2019年1月17日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を決議し、同年2月1日付で当社の取締役4名（社外取締役を含む）及び従業員3名に対し、普通株式1,560,000株の割り当てを行いました。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                     | 第 4 回 新 株 予 約 権                        |          |
|---------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------|----------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2013年4月8日                              |          |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 2,148個                                 |          |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式                                   | 214,800株 |
|                                             |                     | (新株予約権 1 個につき                          | 100株)    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                    |          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり                           | 7,300円   |
|                                             |                     | ( 1 株当たり                               | 73円)     |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2015年 5 月1 日から<br>2022年 4 月30日まで (注) 1 |          |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注) 2                                  |          |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                                | 一個       |
|                                             |                     | 目的となる株式数                               | 一株       |
|                                             |                     | 保有者数                                   | 一名       |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                                | 一個       |
|                                             |                     | 目的となる株式数                               | 一株       |
|                                             |                     | 保有者数                                   | 一名       |
|                                             | 監 査 役               | 新株予約権の数                                | 600個     |
|                                             |                     | 目的となる株式数                               | 60,000株  |
|                                             |                     | 保有者数                                   | 3名       |

(注) 1. 権利行使期間開始日を2015年5月1日から2017年5月1日に変更しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1)新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社の取締役又は監査役及び当社の使用人いずれの身分とも喪失した場合等、新株予約権割当契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とする。

(2)その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 2019年9月30日現在において交付時より新株予約権の数が14,007個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分11,225個
  - ・権利行使による減少分2,782個

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

- (1) 取締役及び監査役の状況（2019年9月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                         |
|---------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 山 根 太 郎 |                                                                                 |
| 取 締 役 副 社 長   | 津 崎 宏 一 | 拠点事業部長兼管理部長                                                                     |
| 取 締 役         | 小 菅 正 伸 | 関西学院大学 副学長<br>学校法人関西学院 常任理事<br>株式会社竹中工務店 社外監査役                                  |
| 取 締 役         | 出 口 治 明 | 立命館アジア太平洋大学 学長<br>学校法人立命館 副総長・理事<br>株式会社グローバルキッズCOMPANY 社外<br>取締役               |
| 常 勤 監 査 役     | 栄 秀 人   |                                                                                 |
| 監 査 役         | 楠 山 宏   | 楠山法律事務所 所長                                                                      |
| 監 査 役         | 児 玉 文 人 | 児玉会計・鑑定事務所 所長<br>センコー・プライベートリート投資法人 監督<br>役員<br>四方工業株式会社 社外監査役<br>株式会社トーア 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役小菅正伸及び出口治明の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役栄秀人、楠山宏及び児玉文人の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役児玉文人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。



4. 当事業年度中の取締役の異動

取締役副社長津崎宏一氏は、当事業年度当初は拠点事業部長兼管理部長でしたが2019年2月1日付で管理部長の任を一度退き、2019年9月1日付で改めて拠点事業部長兼管理部長に就任いたしました。

5. 監査役児玉文人氏は、2015年5月29日付で四方工業株式会社の社外監査役に、2015年11月26日付で株式会社トーアの社外監査役にそれぞれ就任いたしました。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|-----------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(2) | 108,959千円<br>(10,191) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 12,000<br>(12,000)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(5)  | 120,959<br>(22,191)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内）、監査役の報酬限度額は、年額2億円以内、また、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内）と決議いただいております。その決議の範囲内で、各取締役の報酬額は当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮して取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

3. 上記には、当事業年度に係る取締役4名（うち社外取締役2名）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額9,479千円（うち社外取締役711千円）が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小菅正伸氏は関西学院大学副学長、学校法人関西学院常任理事及び株式会社竹中工務店社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役出口治明氏は立命館アジア太平洋大学学長、学校法人立命館副総長・理事及び株式会社グローバルキッズCOMPANY社外取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役楠山宏氏は楠山法律事務所所長を兼務しており、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役児玉文人氏は児玉会計・鑑定事務所所長、センコー・プライベートリート投資法人監督役員、四方工業株式会社社外監査役及び株式会社トーア社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                      |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小 菅 正 伸 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。会計学を研究する大学教授である専門的見地から、当社の監督機能に関する助言・提言を行っております。                       |
|       | 出 口 治 明 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち10回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験とインターネット通信販売ビジネスについての高い知見を有されており、当社の経営体制に関する助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 栄 秀 人   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。企業法務・総務分野における高度な専門知識と豊富な経験を活かし、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。 |
|       | 楠 山 宏   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士である専門的見地から、コンプライアンス、内部統制に関する助言・提言を行っております。            |
|       | 児 玉 文 人 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士である専門的見地から、計算書類等の適法性・妥当性に関する助言・提言を行っております。          |

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役小菅正伸及び社外取締役出口治明、並びに社外監査役楠山宏及び児玉文人の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算定根拠等について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断したため、上記金額に同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、「コンプライアンス基本方針」を定めるほか、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、周知徹底を図る。
- ②社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- ③コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を横断的に統括する。また、内部監査担当部署を設置し、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ④各部署責任者は、当該各部署で法令、社内規程等の遵守体制を維持向上する責を負う。また、各部署にコンプライアンス委員会委員を兼ね、コンプライアンス活動を推進するコンプライアンス推進者を置く。
- ⑤役員及び使用人がコンプライアンス上の問題点について報告できる通報制度を設置し、内部受付窓口及び外部受付窓口（法律事務所）を定める。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑥反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、毅然とした態度で排除する。
- ⑦金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従いこれらを保存、管理する。
- ②取締役の職務執行に係る上記文書等は、取締役及び監査役の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社を取り巻く様々なリスクに対して管理・対応できるよう「リスク管理規程」を制定する。
- ②社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、全社のリスクマネジメントを行う。
- ③コンプライアンス担当部署を設置し、リスク管理活動を横断的に統括する。
- ④必要に応じ様々なリスクに対応したリスク管理分科会を設置し、各分科会責任者を任命する。  
各リスク管理分科会は、各担当リスクの管理に関わる課題、対応策を審議し、責任を持って対応する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を原則毎月1回開催する。
- ②業務執行取締役は、「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づき業務を担当し執行する。
- ③中長期的な視野に立った経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部署において目標達成に向け具体策を実行する。
- ④業務執行取締役及び各部署責任者をもって構成する全社会議を定期的に行い、経営計画の実行について情報を共有するとともに、進捗状況のフォローを行う。

### (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
「関係会社管理規程」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。また、子会社管理を行う専任の組織を設置し、当社の取締役会において、子会社の月次報告を行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」等を設け、子会社における損失の発生を含む様々なリスクを当社でもマネジメントできる体制を整備する。  
また、当社の取締役会で行われる子会社の月次報告において、様々なリスクをマネジメントする。さらに、子会社自身でもリスク管理に関する基準を設け、リスクをマネジメントする体制を整備する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「関係会社管理規程」等を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。また、子会社自身では、取締役等が効率的に職務を執行できるよう「職務分掌規程」等を設け業務を分担し、業務を執行する。

- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス基本方針」を掲げ、企業集団としてグループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、通報制度として設置した外部受付窓口（法律事務所）へは、子会社の使用人等からの通報も可能とする。

グループ各社の規模等に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の監査役及び内部監査担当部署が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することとする。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- ①監査役を補助するため内部監査担当部署に兼任の使用人を配置する。
- ②監査役を補助する使用人の任命・異動・人事評価等は、監査役の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。
- ③監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。
- ④監査役を補助する使用人は、監査役を補助する職務に関して業務執行取締役からの指揮命令を受けない。なお、監査役を補助する使用人は、監査役から指示された事項を最優先して実施する。

**(7) 監査役への報告に関する体制**

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告するものとする。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
- ③代表取締役は、業務執行取締役の選解任又は辞任並びにその報酬について、監査役に適宜適切に報告を行う。
- ④業務執行取締役は、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自ら又は関係部署責任者により、直ちに監査役に報告を行う。
- ⑤監査役は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ⑥監査役は、子会社に赴き、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

⑦当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社の通報制度を使用しないで、監査役に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

**(8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ①監査役の職務の執行に必要な費用は、すべて毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- ②監査役は、必要により独自に外部専門家等を活用することができ、この場合の費用は当社が負担する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当部署及び内部統制担当部署との連携を図る。
- ②監査役は、毎年監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- ③監査役は、取締役会又はその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- ④監査役は、代表取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

## **7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

**(1) リスクマネジメントに対する取組**

リスクマネジメントにつきましては、「リスク管理規程」に基づき、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と適切かつ迅速な対応ができるよう統括的なリスク管理を行っております。コンプライアンス委員会でリスクの棚卸しを実施、各リスクの担当部署及び関係部署が連携して、リスク管理に関わる課題、対応策について審議し、迅速な対応を実施しております。

発生した製品事故に関しての再発防止策の周知徹底及び社内研修、防災マニュアルに基づく災害対応訓練、個人情報管理の強化を目的とした社内教育等を実施し、リスク発生の未然防止に努めております。



## (2) コンプライアンスに対する取組

コンプライアンスにつきましては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法務リスクを含むリスク全般について、課題・対応策を検討いたしました。その状況につきましては、取締役会に報告し協議を行うなど、全般的なリスクの管理強化に取り組んでおります。

社内のコンプライアンス意識向上を目的に、部署別に設定したテーマでコンプライアンス研修を継続して実施いたしました。また、社内報等で内部通報制度の周知を図りました。

取引先との公正で透明な取引のため、取引先に対するコンプライアンスアンケートを継続して実施し、その結果についてコンプライアンス委員会に報告しております。

## (3) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組

毎月開催される取締役会には監査役が、幹部会議には常勤監査役が出席し、業務の意思決定及びその執行状況について、法令等の違反がないかなどのチェックを行っております。また、監査役監査を定期的の実施し、取締役会及び代表取締役等に対して監査報告を行っております。上記の内容は対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況について報告することを求めています。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展等を勘案しながら利益還元を努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

なお当社は、会社法第459条第1項に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。株主の皆様への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、現時点において毎事業年度における配当の回数についての方針及び具体的な実施時期等は未定であります。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,633,128	流動負債	2,271,268
現金及び預金	704,012	買掛金	673,461
売掛金	683,509	短期借入金	500,000
商品	1,050,301	1年内返済予定の長期借入金	165,300
未着商品	50,448	未払金	201,012
貯蔵品	30,596	未払費用	79,211
前渡金	43,437	未払法人税等	51,603
前払費用	68,451	未払消費税等	4,851
その他の	2,371	前受金	509,388
固定資産	2,061,322	預り金	7,564
有形固定資産	712,945	賞与引当金	51,153
建物	652,156	ポイント引当金	19,799
工具、器具及び備品	53,190	その他の	7,921
土地	749	固定負債	245,474
建設仮勘定	6,848	長期借入金	80,002
無形固定資産	218,174	資産除去債務	163,472
特許権	37	長期預り保証金	2,000
商標権	6,457	負債合計	2,516,742
意匠権	2,797	(純資産の部)	
ソフトウェア	208,882	株主資本	2,177,508
投資その他の資産	1,130,202	資本金	586,042
投資有価証券	200,408	資本剰余金	536,042
関係会社株式	0	資本準備金	536,042
長期貸付金	49,382	利益剰余金	1,200,986
関係会社長期貸付金	133,000	その他利益剰余金	1,200,986
長期前払費用	346,183	繰越利益剰余金	1,200,986
差入保証金	447,281	自己株式	△145,562
繰延税金資産	78,470	評価・換算差額等	199
その他の	8,475	その他有価証券評価差額金	199
貸倒引当金	△133,000	純資産合計	2,177,708
資産合計	4,694,451	負債純資産合計	4,694,451

損 益 計 算 書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		10,213,113
売 上	利 益		6,653,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		3,559,230
営 業 外 収 益	利 益		3,470,116
受 取 利 息		530	89,114
受 取 保 険 金		290	
物 品 売 却 益		401	
法 人 税 等 還 付 加 算 金		191	
そ の 他		475	1,888
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		2,795	
支 払 手 数 料		1,334	
為 替 差 損		622	
そ の 他		700	5,452
経 常 利 益			85,550
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		1,801	
固 定 資 産 除 却 損		4,108	5,909
税 引 前 当 期 純 利 益			79,640
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		38,317	
法 人 税 等 調 整 額		△8,141	30,175
当 期 純 利 益			49,464

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

株式会社サンワカンパニー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	岡	義	則	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入	山	友	作	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンワカンパニーの2018年10月1日から2019年9月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査を担当する部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月18日

株式会社サンワカンパニー 監査役会

常勤監査役 栄 秀 人 ㊟

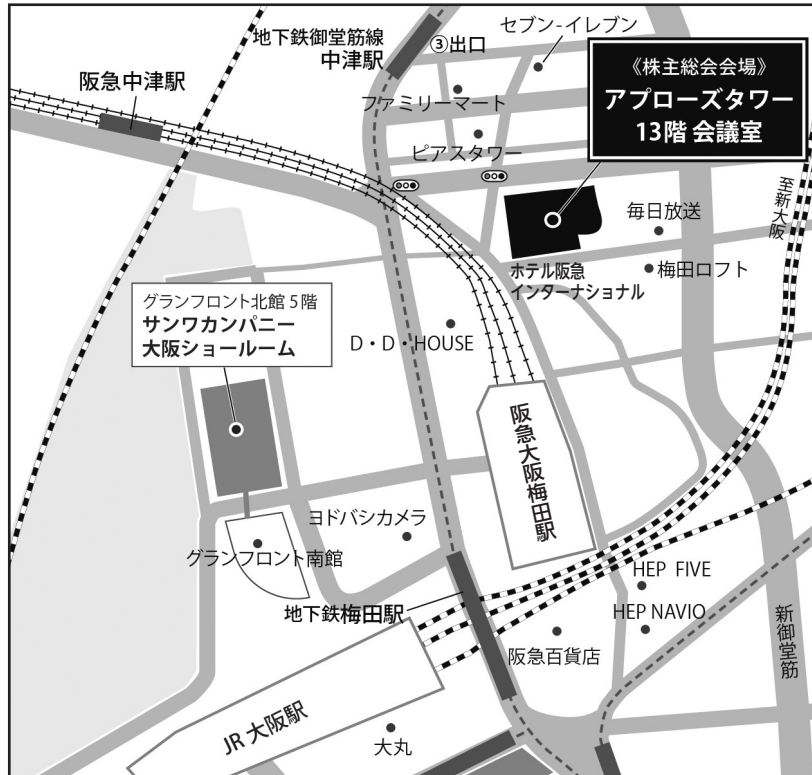
社外監査役 楠 山 宏 ㊟

社外監査役 児 玉 文 人 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
TEL 06-6377-5577



交通 阪急電車「大阪梅田」駅 茶屋町口から 徒歩約3分
地下鉄御堂筋線「中津」駅 3号出口から 徒歩約4分
地下鉄御堂筋線「梅田」駅 徒歩約7分
JR線「大阪」駅 御堂筋北口から 徒歩約8分

※当会議室はホテル阪急インターナショナルと同じビルですがオフィス用エレベーターで13階までお越しく下さい。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

第41期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

株式会社サンワカンパニー

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他の 利益剰余金 繰上利益剰余金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	398,922	348,922	348,922	1,198,908	1,198,908	△145,562	1,801,192
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	187,119	187,119	187,119				374,238
剰 余 金 の 配 当				△47,386	△47,386		△47,386
当 期 純 利 益				49,464	49,464		49,464
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額 合	187,119	187,119	187,119	2,077	2,077	—	376,316
当 期 末 残 高	586,042	536,042	536,042	1,200,986	1,200,986	△145,562	2,177,508

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合	
当 期 首 残 高	—	—	1,801,192
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行			374,238
剰 余 金 の 配 当			△47,386
当 期 純 利 益			49,464
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	199	199	199
事業年度中の変動額 合	199	199	376,516
当 期 末 残 高	199	199	2,177,708

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、未着商品、貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ポイント引当金

販売促進を目的として顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備え、当事業年度末において、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「長期前払費用」は1,460千円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

480,653千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

17,816,200株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

398,800株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2018年11月21日 取締役会	普通株式	47,386千円	3円	2018年9月30日	2018年12月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年11月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	52,252千円	3円	2019年9月30日	2019年12月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

214,800株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,490千円
商品評価損	16,391千円
賞与引当金	15,642千円
未払社会保険料	2,233千円
ポイント引当金	6,054千円
株式報酬費用	3,225千円
貸倒引当金	40,671千円
資産除去債務	49,990千円
子会社株式評価損	15,319千円
その他	1,879千円
繰延税金資産小計	157,898千円
評価性引当額	△55,990千円
繰延税金資産合計	101,907千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	87千円
資産除去債務	23,349千円
繰延税金負債合計	23,437千円
繰延税金資産の純額	78,470千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しており、また資金調達については銀行借入もしくは社債の発行により調達する方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、事業所の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理基準に則り、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、ファクタリングの利用により信用リスクの低減に努めております。

差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替変動のリスクに対しては、為替の状況を逐一確認し、必要に応じて為替予約の実行ないし外貨を取得し、そこから外貨決済を行うことで対応しております。

金利変動のリスクに対しては、借入金について、固定金利での調達を行うことで対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクに対しては、随時資金繰計画を作成及び更新して常に手元流動性の状況を把握するとともに、常に当座貸越枠に余剰を確保しておくことで将来の流動性リスクに対応しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	704,012	704,012	—
(2) 売掛金	683,509	683,509	—
(3) 差入保証金	300,880	267,111	△33,768
資産計	1,688,402	1,654,633	△33,768
(1) 買掛金	673,461	673,461	—
(2) 未払金	201,012	201,012	—
(3) 短期借入金	500,000	500,000	—
(4) 長期借入金 (*)	245,302	245,335	33
負債計	1,619,776	1,619,809	33

(*) 1年内返済予定の長期借入金は「(4) 長期借入金」に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	0
投資有価証券	200,408
差入保証金	146,401

差入保証金のうち上記金額は、償還予定時期が明確でなく、将来キャッシュ・フローの発生時点を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 差入保証金」には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	SANWA COMPANY HUB PTE. LTD.	所有 直接100%	資金の援助	—	—	関 係 会 社 長期貸付金 (注)	133,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) SANWA COMPANY HUB PTE. LTD. への貸付金に対し、133,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、事業の一時休止を勘案して、無利息としております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 125円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円93銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 2円90銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。